

独立行政法人労働者健康福祉機構役員退職手当規程の改正の概要

I 一部改正の趣旨

国家公務員の退職手当については、平成 24 年 8 月、人事院から示された退職給付に係る官民比較調査の結果及び見解並びに「共済年金職域部分と退職給付に関する有識者会議」の報告を踏まえ、退職給付における官民格差の解消等を図るための閣議決定（「国家公務員の退職手当の支給水準引下げ等について」（平成 24 年 8 月 7 日）が行われ、「国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律」が第 181 回国会において成立し、平成 25 年 1 月に施行された。

国家公務員の退職手当支給水準の引下げに伴い、厚生労働省より、上記の閣議決定において、独立行政法人の役職員の退職手当について「国家公務員の退職手当の見直しの動向に応じて、通則法等の趣旨を踏まえつつ、今般の国家公務員の退職手当制度の改正に準じて必要な措置を講ずるよう要請等を行う」とされているところであり、当該閣議決定の趣旨に沿って適切な対応を図るよう要請が行われたことを踏まえ、以下のとおり役員退職金規程の改正を行った。

II 一部改正の内容

- （１）役員の退職金を 13.65%減額する。
- （２）減額方法は国家公務員に準じて調整率（100 分の 86.35）を乗じた額とする。
- （３）減額の実施にあたり、経過措置を設ける。

平成 25 年 1 月 1 日から平成 25 年 9 月 30 日までの間は 100 分の 97.35

平成 25 年 10 月 1 日から平成 26 年 6 月 30 日までの間は 100 分の 91.35

平成 26 年 7 月 1 日以降は 100 分の 86.35

III 実施時期

平成 25 年 1 月 1 日より施行。